

問1 (続き)

⑤ 専門的な科学技術に関する知識を必要とする調査、企画などに係る役務の提供で生産設備等の建設又は製造に関するもの

その建設又は製造に必要な資材の大部分が調達される場所

⑥ 上記以外のもので役務の提供地が明らかでないもの

役務の提供を行う者の役務提供に係る事務所等の所在地

(3) 電気通信利用役務の提供 (1点)

電気通信利用役務の提供を受ける者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地。

ただし、国内にその所在地がないときは国外で行われたものとする。

問2 (30点)

(1)について (結論2点、理由2点)

※ 次の選択欄から正解を選んで丸で囲み、その理由等を記載しなさい。

(選択欄) 課税取引 非課税取引 免税取引 左記以外 (不課税取引)

(理由等)

(1) 市場調査に係る役務の提供は、内国法人である当社が、国内の市場調査を行っているため、役務提供地は国内であることから国内取引となる。よって、当該役務の提供は、国内において事業者が行った資産の譲渡等に該当するが非課税取引には該当しないため、課税資産の譲渡等となる。

(2) 非居住者である外国企業は国内支店を有しているため、当社が行った役務の提供は居住者である当該国内支店を経由して行ったものとする可以考虑ができるが、次の要件を満たすため、当該役務の提供は、非居住者に行った役務の提供で国内において直接便益を享受しないものとして免税取引となる。

① 役務の提供が非居住者の国外本店等との直接取引であり、当該非居住者の国内支店等はこの役務の提供に直接的にも間接的にもかかわっていないこと。

② 役務の提供を受ける非居住者の国内の支店等の業務(靴・靴の販売)は、当該役務の提供に係る業務(教育産業ビジネス)と同種、あるいは関連する業務でないこと。

(2)について (結論2点、理由2点)

※ 次の選択欄から正解を選んで丸で囲み、その理由等を記載しなさい。

(選択欄) 課税取引 非課税取引 免税取引 左記以外 (不課税取引)

(理由等)

(1) 両替手数料は、国内において事業者が行った資産の譲渡等に該当するため、課税の対象となる。

(2) 両替手数料は、外国為替業務に係る役務の提供に該当することから非課税取引となる。

問2 (続き)

(3)について (結論2点、理由2点)

※ 次の選択欄から正解を選んで丸で囲み、その理由等を記載しなさい。

(選択欄) 課税取引 非課税取引 免税取引 左記以外(不課税取引)

(理由等)

- (1) インターネットを介しての音楽、映像の配信サービスは、電気通信利用役務の提供に該当する。
- (2) 電気通信利用役務の提供の国内判定は、役務の提供を受ける者の住所等により判定する。外国人旅行者Aは、国内に住所又は居所を有していないため、役務の提供は国外において行われたものとする。
- よって、国内取引に該当しないことから、不課税取引となる。

(4)について (結論2点、理由2点)

※ 次の選択欄から正解を選んで丸で囲み、その理由等を記載しなさい。

(選択欄) 課税取引 非課税取引 免税取引 左記以外(不課税取引)

(理由等)

- (1) 国内における飲食の提供は、国内において事業者が行った資産の譲渡等に該当するため、課税の対象となる。
- (2) 飲食の提供は、非課税取引に該当しないため、課税資産の譲渡等に該当する。
- (3) 外国人旅行者Aは国内に住所又は居所を有していないため、非居住者に該当する。よって、非居住者に対して役務の提供で、国内において直接便益を享受するもの以外は、免税取引に該当するが、国内における飲食の提供は、国内において直接便益を享受するものであるため、免税取引に該当しない。よって、課税取引に該当する。

問2 (続き)

(5)について (結論2点、理由2点)

※ 次の選択欄から正解を選んで丸で囲み、その理由等を記載しなさい。

(選択欄) 課税取引 非課税取引 免税取引 左記以外 (不課税取引)

(理由等)

(1) 消費税の課税の対象は、国内において事業者が行った資産の譲渡等 (特定資産の譲渡等を除く。)とされている。

また、資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供とされている。

(2) 上記(1)から、備品は、廃棄しており、損害賠償金は、対価を得て行われる資産の譲渡に該当しないことから、不課税取引に該当する。

(6)について (結論2点、理由8点)

※ 次の選択欄から正解を選んで丸で囲み、その理由等を記載しなさい。

(選択欄) 課税取引 非課税取引 免税取引 左記以外 (不課税取引)

(理由等)

(1) 国内における日本酒セット及びポーチ付化粧品の販売は、国内において事業者が行った資産の譲渡等に該当するため、課税の対象となる。また、日本酒セット及びポーチ付化粧品の販売は、非課税取引に該当しないため、課税資産の譲渡等に該当する。(1点)

(2) 輸出物品販売場を営む事業者が、非居住者に対して、通常生活の用に供する物品で輸出するために一定の方法により購入されるものの譲渡 (非課税取引を除く。)を行った場合には、その物品の譲渡については、消費税を免除することとしている。(2点)

(3) 免税の対象となる物品の範囲は、次のとおりである。(3点)

① 免税の対象となる物品は、非居住者に対して、同一の輸出物品販売場で同一日の譲渡対価の額の合計額が、一般物品については1万円、消耗品については、5千円を超える場合に限られる。但し、消耗品にあっては、同一日の譲渡対価の額の合計額が50万円を超えない範囲内のものに限られる。

② 消耗品とは、食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品のことをいい、一般物品とは、消耗品以外のものをい

問2 (続き)

う。

- ③ 一般物品と消耗品とが一の資産の場合には、その資産は消耗品として取扱う。
- ④ 販売所が手続委託型輸出物品販売場の場合には、同一の日にそれぞれの販売場で同一の非居住者に対して販売した一般物品の譲渡対価と消耗品の譲渡対価をそれぞれ合計して、免税販売の対象となる下限額の判定（一般物品1万円、消耗品5千円を越えているかどうかの判定）を行うことができる。
この場合、消耗品の販売に係る対価の額の合計額が50万円を超えるかどうかの判定は、販売場ごとに行う。

(4) 本問における取扱い

- ① 日本酒セット（1点）
日本酒は、消耗品に該当し、譲渡対価の額が50万円を超えるため、免税の対象となる物品に該当しないため課税取引となる。
- ② ポーチ付化粧品（1点）
ポーチ付化粧品は、一般物品と消耗品とが一の資産に該当するため、消耗品に該当する。手続委託型輸出物品販売場である甲店で販売した日本酒セットは、その譲渡対価が75万円を50万円を超えているため、免税の対象とならないことから、同じ販売場である乙店との譲渡対価との合算は行わない。
よって、乙店で販売したポーチ付化粧品の譲渡対価が5千円を超えないため、免税の対象となる物品に該当しないことから、課税取引となる。